

市営住宅防火防災実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市営住宅及び共同施設における火災その他の未然防止を図り、あわせて災害発生に際して通報、初期消火、避難及び施設の保護等の万全を期し、被書を最小限にとどめるために必要な事項を定める。

第2章 防火管理者の業務等

(防火管理の責任組織)

第2条 防火管理の責任組織は次のとおりとする。

職名	業務
建設部 建築課長	防火管理者として次の業務を行う。 (1) 消火、通報及び避難の訓練に関すること。 (2) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な設備(以下「消防用設備等」という。)の点検及び整備に関すること。 (3) 火気の使用又は取扱いの指導に関すること。 (4) 避難又は防火、防災上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。 (5) その他防火、防災管理上必要なこと。
管理人	(1) 住宅及び共同施設並びに入居者の実状の把握に関すること。 (2) 住宅及び消防用設備等に異常を認めたときは建築課へ報告すること。
入居者	住宅における直接の火元責任者として、日常の防火管理について次のことを行う。 (1) 整理整頓及び清掃の実施に関すること。 (2) 火気の使用又は取扱いに関すること。 (3) 入居者始め同居人の変更届、移動届等必要な手続きをすること。 (4) 住宅等及び消防用設備等に異常を認めたときは、管理人又は建築課へ連絡すること。 (5) その他火災、震災予防上必要なこと。

- 2 建築課長は、消防法施行令第3条に定める防火管理者の資格を有しないときは、防火管理者の業務をその資格を有する課内の職員に代行させる。

第3章 火災発生危険の排除

(火気の使用)

第3条 入居者は、火気使用に際しては、それぞれ使用上の注意事項を厳守しなければならない。

- 2 入居者は、ガスもれ、地震その他の理由により大災害発生のおそれがあるときは、火気の使用を中止しなければならない。

(危険物等の取扱い)

第4条 入居者は、灯油等の危険物又はゴムのり、パラファン等の引火しやすい物品を住宅内で取り扱う場合は、火災予防上最大の注意を払わなければならない。

(修繕工事中等の防火管理)

第5条 建築課は、業者に市営住宅及び共同施設の修繕又は改良を行わせる場合には、火災予防上必要な事項を遵守させなければならない。

第4章 火災拡大危険の排除

(自衛消防隊)

第6条 防火管理者は、入居者が自衛消防隊(火災その他の災害が発生した場合被害を最小限にとどめるための組織)を結成し、その活動に参加するよう指導する。

- 2 自衛消防隊の組織は、おおむね次表によることを標準とする。

名 称	役 割
隊 長	災害発生の際には、直ちに指揮下の各班長に適切な指令をする。
班 長	災害発生の際には、直ちに指揮下の各班員に適切な指令をする。
班 員	災害発生の際には、直ちに現場に急行し、班長の指揮下にはいりその任務に当たる。

- 3 自衛消防隊には、おおむね次表の班を置くことを標準とする。

名 称	任 務
通信連絡班	(1) 消防機関への通報を確認すること。 (2) 団地内へ出火を報知すること。 (3) 建築課へ連絡すること。

避難誘導班	(1) 建物内部の人員を確認すること。 (2) 非常口、通路等に部署し、避難誘導をすること。
消火班	(1) バケツ、消火器、消火程等により初期防御活動に当たること。 (2) 消防機関到着後は、その活動に協力すること。
警戒班	(1) 盗難の警戒をすること。 (2) 飛火の警戒をすること。
救護班	(1) 負傷者の応急救護をすること。
工作班	(1) 消火班の必要とする水利を確保すること。 (2) 防火扉等の閉鎖その他消火班の活動を容易にするための各種の工作をすること。 (3) 電気・ガスの切断等による危険防止をすること。

(災害発生時の措置)

第7条 火災その他の災害が発生したことを、発見した者は、直ちに消防機関に通報するとともに、附近の者に連絡しなければならない。

2 火災等の災害が発生した場所に所在する者及びその場所に駆けつけた者は、バケツ等をもって機を失せず初期消火に当たり、自衛消防隊員は、隊長の命令又は状況判断によりそれぞれ配置につく。

(消防用設備等に関する定期点検)

第8条 建築課は、消防用設備等について消防法に定める基準により定期的に点検を行う

2 建築課は、前項の定期点検の結果をその都度消防法施行規則に定める点検票に記録し防火管理者に報告しなければならない。

(改善措置)

第9条 入居者及び管理人は、消防用設備等について、日常留意するとともに、異常を認めたときは、速やかに建築課に連絡する。

2 建築課は前条第1項の点検の結果不適当なもの又は前項により連絡のあったものについて速やかに適当な措置をとる。

第5章 避難

(避難出口等の整理)

第10条 入居者は、ベランダ、共用廊下、共用階段、避難出口等を整理し、避難に支障をきたすおそれのないようにしておかななければならない。

(避難場所の決定)

第 11 条 入居者は、相互に協議し、大火災、地震等についての避難する場所は各住宅共遊園地とする。

第 6 章 震災対策

(震災予防措置等)

第 12 条 地震の災害を防止するため、次の事項を行う。

- (1) 建物付属工作物及び高所の物品等の落下、転倒、破壊の防止措置
- (2) 危険物類の漏洩防止措置
- (3) 長期間の旅行又は外出する場合は、火気使用設備器具、電気設備器具等の安全措置
- (4) その他地震災害に対する必要な事項

2 地震時の活動は、次による。

- (1) 入居者等は、火気使用設備器具の使用停止、ガス元栓の閉止及び出入口の開放等の措置を行うこと。
- (2) 火災が発生したり負傷者がでた場合は、入居者全員が一致協力して、消火及び負傷者の救護等に全力をあげること。
- (3) 隊長は、建物内の被害状況及び建物周辺の火災発生状況等の把握につとめ、必要事項については入居者に対して情報提供を行うこと。
- (4) 避難の開始は、防災機関からの避難命令又は隊長の状況判断によるものとし、入居者は統一行動をとるようつとめること。
- (5) 避難にあたっては、隊列を組み、全員徒歩とし、自転車による避難は行わないこと。
- (6) 避難場所は、各住宅の遊園地とする。

3 入居者は、地震災害に備えて、非常用食料、飲料水、衣類、毛布、携帯ラジオ、懐中電灯及び医薬品等を準備しておくようつとめること。

第 7 章 防火防災教育訓練

(防火防災教育)

第 13 条 入居者は、すすんで防火並びに防災に関する教育を受け、防火防災管理の完璧を図るよう心がける。

(整備等の熟知)

第 14 条 入居者は、消防用設備等の場所及び方法について熟知するよう心がける。

(訓練計画)

第 15 条 自衛消防隊長は、消防訓練計画を作成するとともに、当該計画に基づく訓練を実施するよう努める。

2 訓練は、消火、通報、避難、救護等について行う。

第 8 章 消防機関との連絡

(消防機関との連絡)

第 16 条 当該住宅の防火管理者は、常に所轄消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を図るよう努める。

2 消防機関への報告は次による。

- (1) この要領の作成、変更及び廃止の報告
- (2) 防火管理者の選任及び解任の報告
- (3) 市営住宅の設置の報告
- (4) 消防訓練計画制定の報告
- (5) その他必要な事項

3 建築課は、当該住宅の防火管理者の指示により、前項の報告に必要な書類を作成する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。